

産業医の選任について

新しく事業場を開設して、まだ産業医を選任していない事業者様、その他産業医に関するご相談は、神崎市郡医師会までご相談ください。

常時 50 人以上の労働者を使用する事業場においては、事業者は産業医を選任しなければなりません。
(労働安全衛生法第 13 条、労働安全衛生法施行令 5 条)

産業医の選任、選任している産業医の変更の際には、所轄の労働基準監督署に届け出が必要です。
(労働安全衛生規則第 2 条第 2 項、同規則第 13 条第 2 項)

また、労働者が 50 人未満の事業場においても、医師にその役割を担わせることが努力義務とされています。

産業医の職務は、法律上以下の 9 つに分類されています。

産業医の職務（安衛則第 14 条第 1 項）

- ① 健康相談の実施とその結果に基づく措置
- ② 長時間労働者に対する面接指導・その結果に基づく措置
- ③ ストレスチェックとストレスチェックにおける高ストレス者への面接指導、その結果に基づく措置
- ④ 作業環境の維持管理
- ⑤ 作業管理
- ⑥ 上記以外の労働者の健康管理
- ⑦ 健康教育、健康相談、労働者の健康の保持増進のための措置
- ⑧ 衛生教育
- ⑨ 労働者の健康障害の原因の調査、再発防止のための措置